

兵庫県住宅再建共済制度条例施行規則
(平成 17 年兵庫県規則第 70 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、兵庫県住宅再建共済制度条例（平成 17 年兵庫県条例第 41 号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(共済制度に加入することができない法人)

第 2 条 条例第 2 条第 3 号に規定する規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）の規定により設立された地方住宅供給公社
- (2) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- (3) 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金（以下「共済基金」という。）が知事の承認を受けて定める公共的団体

(加入又は申出の手続)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項の規定による加入の申込み又は同条第 2 項の規定による申出は、共済基金に加入申込書を提出することその他の共済基金が定める方法により行うものとする。

(被害の認定)

第 4 条 次に掲げる被害の認定は、自然災害により被害を受けた条例第 4 条第 1 項の規定による加入に係る住宅（次条において「対象住宅」という。）、条例第 4 条第 2 項の規定による加入に係るマンション又は同条第 3 項の規定による加入に係る住宅が所在する市町の長が発行する罹災証明書により行うものとする。

- (1) 条例第 9 条第 1 項に規定する全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の認定
- (2) 条例第 9 条第 2 項に規定する準半壊の認定
- (3) 条例第 9 条の 2 第 1 項に規定する全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の認定
- (4) 条例第 9 条の 2 第 2 項に規定する準半壊の認定
- (5) 条例第 9 条の 3 に規定する全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は床上浸水の認定

(対象住宅に代わる住宅の建築又は購入の範囲)

第 5 条 加入者が自らの居住の用に供していない住宅（以下「賃貸住宅等」という。）である対象住宅が自然災害により被害を受けた場合における条例第 9 条第 1 項の表の 1 又は同条第 2 項の表の 1 に規定する対象住宅に代わる住宅は、県の区域内において建築し、又は購入する賃貸住宅等とする。

(共済給付金の一部払等)

第 6 条 共済基金は、将来において条例第 9 条第 1 項の表の 1 若しくは 2、同条第 2 項の表の 1、第 9 条の 2 第 1 項の表、同条第 2 項の表又は第 9 条の 3 の給付の要件に該当することとなることが明らかであると認められるときは、共済給付金を給付することができる。

2 前項の規定により給付することができる条例第 9 条第 1 項又は第 9 条の 2 第 1 項の共済給付金の額は、条例第 9 条第 1 項の表の 1 又は第 9 条の 2 第 1 項の表に掲げる額の 2 分の 1 の額を限度とする。

(給付を受けることができる期間)

第 7 条 条例第 10 条に規定する規則で定める期間は、自然災害が発生した日から起算して 5 年を経過する

日までとする。ただし、当該期間内に給付の申請をすることができないことについて共済基金がやむを得ない理由があると認めるときは、共済基金が別に定める期間とする。

(共済負担金の不還付)

第 8 条 既に納めた共済負担金は、返還しない。ただし、共済基金がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(共済負担金を充てることができる共済制度の運営に係る経費)

第 9 条 条例第 13 条第 1 項に規定する規則で定める経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 加入申込書の印刷及び郵送に係る経費
- (2) 加入登録に関する電子計算機処理に係る経費
- (3) 加入証の印刷及び郵送に係る経費
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、加入者の負担とすることが適当であると認められる経費で、共済基金が知事の承認を受けて定めるもの

(年次報告)

第 10 条 条例第 19 条第 1 項の規定による年次報告の提出は、毎事業年度経過後 3 月以内に行わなければならない。

(補則)

第 11 条 この規則の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 10 月 10 日規則第 63 号）

この規則は、平成 19 年 10 月 10 日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 8 日規則第 54 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 22 号）

この規則は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 14 日規則第 34 号）

この規則は、公布の日〔平成 22 年 6 月 14 日〕から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日規則第 6 号）

この規則は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 6 日規則第 42 号）

この規則は、令和 2 年 10 月 6 日から施行する。

附 則（令和 3 年 10 月 6 日規則第 48 号）

この規則は、令和 3 年 10 月 6 日から施行する。